【常駐規制】

○常駐規制とは、(物理的に)常に事業所や現場に留まることを求めている規制

○phaseの考え方は、以下のとおり

phase 1:法令等において、「常駐」を明記、あるいは法令には明記がないがガイドラインや運用等により実質的に義務化しているもの

phase 2:デジタル技術の活用等により、常駐規制が緩和されているもの

phase 3:常駐規制を課していないもの

No	対象法令、告示、通達等	規制等の内容概要	phase	備考	所管課	公表日
1	医療法第21条第1項第1号	病院における医師等の人員配置 標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
2	医療法第21条第2項第1号	療養病床を有する診療所におけ る医師等の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
3	医療法施行規則第19条第1 項第1号	病院における医師の人員配置標 準	3	-	総務課	令和5年3月31日
4	医療法施行規則第19条第1 項第2号	病院における歯科医師の人員配 置標準	3	_	総務課	令和5年3月31日
5	医療法施行規則第19条第2 項第1号	病院等における薬剤師の人員配 置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
6	医療法施行規則第19条第2 項第2号	病院等における看護師及び准看 護師の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日

7		病院等における看護補助者の人 員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
8		病院等における栄養士の人員配 置標準	3	· -	総務課	令和5年3月31日
9	医療法施行規則第19条第3 項第1号	病院等における診療放射線技師 等の人員配置標準	3	-1	総務課	令和5年3月31日
10		病院等における理学療法士及び 作業療法士の人員配置標準	3	1	総務課	令和5年3月31日
11	医療法施行規則第19条第4 項	実地修練を行う病院等における 人員配置標準	3	1	総務課	令和5年3月31日
12	医療法施行規則第21条の2 第1項	療養病床を有する診療所におけ る医師の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
13	医療法施行規則第21条の2 第2項第1号	療養病床を有する診療所におけ る看護師及び准看護師の人員配 置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
14	医療法施行規則第21条の2 第2項第2号	療養病床を有する診療所におけ る看護補助者の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日

15	医療法施行規則第21条の2 第3項	療養病床を有する診療所におけ る事務員その他従業者の人員配 置標準	3	_	総務課	令和5年3月31日
16	医療法第22条の2第1 項第1号	特定機能病院における医師、歯 科医師、薬剤師、看護師の人員 配置標準	3	常駐規制はないものの、必置規制(資格者など特定の者を、事業所や設備など特定の場所に配置することを義務付ける)には該当する	地域医療計画課	令和5年3月31日
17	医療法施行規則第22条の2 第1項第1号	特定機能病院における医師の人 員配置標準	3	常駐規制はないものの、必置規制(資格者など特定の者を、事業所や設備など特定の場所に配置することを義務付ける)には該当する	地域医療計画課	令和5年3月31日
18		特定機能病院における歯科医師 の人員配置標準	3	常駐規制はないものの、必置規制(資格者など特定の者を、事業所や設備など特定の場所に配置することを義務付ける)には該当する	地域医療計画課	令和5年3月31日
19		特定機能病院における薬剤師の 人員配置標準	3	常駐規制はないものの、必置規制(資格者など特定の者を、事業所や設備など特定の場所に配置することを義務付ける)には該当する	地域医療計画課	令和5年3月31日
20		特定機能病院における看護師及 び准看護師の人員配置標準	3	常駐規制はないものの、必置規制(資格者など特定の者を、事業所や設備など特定の場所に配置することを義務付ける)には該当する	地域医療計画課	令和5年3月31日
21		特定機能病院における管理栄養 士の人員配置標準	3	常駐規制はないものの、必置規制(資格者など特定の者を、事業所や設備など特定の場所に配置することを義務付ける)には該当する	地域医療計画課	令和5年3月31日

22		特定機能病院における診療放射 線技師、事務員の人員配置標準		常駐規制はないものの、必置規制(資格者など特定の者を、事業所や設備など特定の場所に配置することを義務付ける)には該当する	地域医療計画課	令和5年3月31日
23	医療法施行規則第9条の20 の2第1項第4号	特定機能病院における医療提供 に係る説明責任者の配置		常駐規制はないものの、必置規制(資格者など特定の者を、事業所や設備など特定の場所に配置することを義務付ける)には該当する	地域医療計画課	令和5年3月31日
24	125第2号□	臨床研究中核病院における特定 臨床研究の実施の支援に係る業 務に従事する者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
25	医療法施行規則第9条の	臨床研究中核病院における統計 的な解析等に用いるデータの管 理を行う者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
26	医療法施行規則第9条の 25第4号イ	臨床研究中核病院における特定 臨床研究において用いられる医 薬品等の管理を行う者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
27	医療法施行規則第9条の 25第4号ロ	特定臨床研究に係る安全管理を 行う者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
28	医療法施行規則第9条の	臨床研究中核病院における知的 財産の管理及び技術の移転に係 る業務を行う者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
29	医療法第22条の3第1項 第1号	臨床研究中核病院における臨床 研究に携わる医師等の人員配置 標準	3	_	研究開発政策課	令和5年3月31日

30	医療法施行規則第22条の 6第1項第1号	臨床研究中核病院における臨床 研究に携わる医師又は歯科医師 の人員配置標準	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
31	医療法施行規則第22条の 6第1項第2号	臨床研究中核病院における臨床 研究に携わる薬剤師の人員配置 標準	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
32	医療法施行規則第22条の	臨床研究中核病院における臨床 研究に携わる看護師の人員配置 標準	3	· -	研究開発政策課	令和5年3月31日
33		臨床研究中核病院における臨床 研究の実施に係る支援を行う業 務に関する相当の経験及び識見 を有する者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
34	医療法施行規則第22条の 6第1項第5号	臨床研究中核病院における臨床 研究に関するデータの管理に関 する相当の経験及び識見を有す る者の専任	3	· -	研究開発政策課	令和5年3月31日
35	医療法施行規則第22条の	臨床研究中核病院における生物 統計に関する相当の経験及び識 見を有する者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
36	医療法施行規則第22条の 6第1項第7号	臨床研究中核病院における薬事 に関する審査に関する相当の経 験及び識見を有する者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日

37	再生医療等の安全性の確 保等に関する法律第43条 第1項	特定細胞加工物の加工施設にお ける管理者の設置	3	_	研究開発政策課	令和5年3月31日
38	医療法第10条第2項	病院等における臨床研修等修了 医師、臨床研修等修了歯科医師 の常駐	2	これまでも通知(※)で示しているとおり、原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該医療機関を離れることを妨げるものではない。なお、この考え方は病院、特定機能病院、助産所においても同様である。 ※「診療所の管理者の常駐について」(令和元年9月19日医政発0919第3号医政地発0919第1号)	総務課	令和5年5月26日
39	医療法第10条第3項	病院等における臨床研修等修了 医師の常駐	2	これまでも通知(※)で示しているとおり、原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該医療機関を離れることを妨げるものではない。なお、この考え方は病院、特定機能病院、助産所においても同様である。 ※「診療所の管理者の常駐について」(令和元年9月19日医政発0919第3号医政地発0919第1号)	総務課	令和5年5月26日
40	医療法第10条第1項	病院等における管理者の選任	2	これまでも通知(※)で示しているとおり、原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該医療機関を離れることを妨げるものではない。なお、この考え方は病院、特定機能病院、助産所においても同様である。 ※「診療所の管理者の常駐について」(令和元年9月19日医政発0919第3号医政地発0919第1号)	総務課	令和5年5月26日
41	医療法第10条の2第1項	特定機能病院における管理者の 選任		これまでも通知(※)で示しているとおり、原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該医療機関を離れることを妨げるものではない。なお、この考え方は病院、特定機能病院、助産所においても同様である。 ※「診療所の管理者の常駐について」(令和元年9月19日医政発0919第3号医政地発0919第1号)	総務課	令和5年5月26日

42	医療法第11条第1項	助産所における管理者の選任	2	これまでも通知(※)で示しているとおり、原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該医療機関を離れることを妨げるものではない。なお、この考え方は病院、特定機能病院、助産所においても同様である。 ※「診療所の管理者の常駐について」(令和元年9月19日医政発0919第3号医政地発0919第1号)	総務課	令和5年5月26日
43	· ·	へき地保健指導所における保健 師の駐在	3	常時へき地保健指導所にとどまることを求めているものではなく、常駐規制を課していない。	地域医療計画課	令和6年3月4日
44	医療法施行規則第9条の8 第1項第1号	病院等における責任者(医師又 は臨床検査技師)の選任	2	原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該病院等を離れることを妨げるものではない。	地域医療計画課	令和5年12月28日
45	医療法施行規則第9条の 8第1項第3号	病院等における精度管理を職務 とする者(医師、臨床検査技 師)の選任	2	原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該病院等を離れることを妨げるものではない。	地域医療計画課	令和5年12月28日
	臨床検査技師等に関する 法律施行規則第12条第1 項第9号	衛生検査所における管理者(医 師又は臨床検査技師)の選任	2	原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該衛生検査所を離れることを妨げるものではない。	地域医療計画課	令和5年12月28日
	臨床検査技師等に関する 法律施行規則第12条第1 項第11号	衛生検査所における精度管理責 任者(医師又は臨床検査技師) の選任	2	原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務 時間中に当該衛生検査所を離れることを妨げるも のではない。	地域医療計画課	令和5年12月28日
48	理学療法士作業療法士養 成施設指導ガイドライン について3 (1)	理学療法士作業療法士養成施設 における教員の専任	3	その養成施設において、その分野を教授する者と して専任するが、常駐規制を課していない。	医事課	令和5年12月28日
49	理学療法士作業療法士養 成施設指導ガイドライン について3(6)	理学療法士作業療法士養成施設 における実習調整者の専任	3	その養成施設において実習調整の任に当たることができる者として専任するが、常駐規制を課していない。	医事課	令和5年12月28日

	診療放射線技師養成所指 導ガイドラインについて 6 (5)	診療放射線技師養成所における 放射線取扱主任者の常駐	3	その養成施設において放射線取扱の任に当たることができる者として専任しており、あらかじめ放射線取扱主任者の代理者を選任し、代理者が職務を代行している場合には常駐規制を課していな	医事課	令和5年12月28日
51	はり師及びきゅう師養成 施設指導ガイドラインに ついて6(6)	はり師及びきゅう師養成施設に おける教員の専任	3	その養成施設において、その分野を教授する者と して専任するが、常駐規制を課していない。	医事課	令和5年12月28日
52	はり師及びきゅう師養成 施設指導ガイドラインに ついて6(11)	施術所等で臨床実習を行う場合 における実習調整者の常駐	3	その養成施設において実習調整の任に当たること ができる者として専任するが、常駐規制を課して いない。	医事課	令和5年12月28日
53	はり師及びきゅう師養成 施設指導ガイドラインに ついて9(4)ウ	施術所における臨床実習指導者 の常駐	3	その施術所において実習指導の任に当たることが できる者として専任するが、常駐規制を課してい ない。	医事課	令和5年12月28日
54	あん摩マッサージ指圧師 に係る養成施設指導要領 について6(6)	あん摩マッサージ指圧師に係る 養成施設における教員の専任	3	その養成施設において、その分野を教授する者と して専任するが、常駐規制を課していない。	医事課	令和5年12月28日
	あん摩マッサージ指圧師 に係る養成施設指導要領 について6 (11)	あん摩マッサージ指圧師に係る 養成施設における実習調整者の 常駐	3	その養成施設において実習調整の任に当たること ができる者として専任するが、常駐規制を課して いない。	医事課	令和5年12月28日
56	あん摩マッサージ指圧師 に係る養成施設指導要領 について9(4)ウ	あん摩マッサージ指圧師に係る 養成施設における臨床実習指導 者の常駐	3	その施術所において実習指導の任に当たることが できる者として専任するが、常駐規制を課してい ない。	医事課	令和5年12月28日